

令和6年分 所得税の確定申告

令和7年度 市民税・県民税の申告



問い合わせ先

- 所得税の確定申告 成田税務署 ☎ (28) 5151
- 市民税・県民税 市課税課 ☎ (93) 0443

① 申告は期限内に

所得税の確定申告が必要な人

【主な例】

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算した結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2カ所以上の会社から給与を受給している人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

<ご注意ください>

- 上記の主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。
- 市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれていた社会保険料など、それ以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税額が高くなる可能性があります。
- 生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を減らせる場合があります。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人

- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける人
- 非課税の所得（失業等給付金、障害年金、遺族年金など）のみで生計を立てていた人
- 所得がなく、他の人の扶養控除対象になっていない人
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人
- 富里市に住んでいないが、令和7年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

市民税・県民税の申告が不要な人

- 令和6年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が市役所に提出されている人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

市民税・県民税の郵送での提出先

〒286-0292（住所不要）
富里市課税課市民税班宛て

申告書は、前年度の申請者に郵送するほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。



申告に必要なもの

【共通】

- 本人確認書類（①または②）
 - ① マイナンバーカードのみ
 - ② 通知カードなど（マイナンバー確認書類）＋運転免許証や公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）
- 被扶養者のマイナンバーが確認できる書類
- 申告に必要な書類
 - （例） ● 源泉徴収票
 - 控除に必要なもの（障害者手帳など）

【所得税の確定申告のみ】

- 前年の確定申告書の控え



市役所での申告受付・相談日時

【所得税の確定申告：市で受けられない相談】

確定申告のうち、次の相談は市で受けられません。
イオンモール成田で相談してください。

- 令和5年分以前の申告（過半年分）
- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人、連帯債務のある人）の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告
- 配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）

※上記以外でも、内容によってイオンモール成田を案内する場合があります。

	市民税・県民税 申告受付・相談
日にち	2/3（月）～2/14（金） （土・日曜日、祝日を除く）
時間	9:00～12:00 13:00～16:00
場所	すこやかセンター2階 会議室1 ※2/13（木）のみすこやかセンター2階 会議室3

	所得税 確定申告等受付・相談		市民税・県民税 申告受付・相談
日にち	2/17（月）～3/17（月） ※3/2（日）市民税・県民税の申告受付・相談のみ実施 （土・日曜日、祝日を除く）		
受付時間	8:30～12:00 / 13:00～15:30	8:30～12:00 / 13:00～17:00	
相談時間	9:00～12:00 / 13:00～16:00	※3/2（日）のみ 9:00～12:00 / 13:00～16:00	
場所	すこやかセンター2階 会議室1		

所得税 来庁時のお願いと受付のお知らせ

来庁時のお願い

- 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。
- 農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。
- 書類が整っていないと受付できない場合があります。



当日8:20時点で抽選

受付人数 午前40人・午後40人

- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日8:20時点で複数の来場者がいた場合、【抽選】により決定します。
- 防犯の面からも、午前8時前からの来場は控えてください。受付・相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。
- 抽選後（8:30以降）に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
- ※受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。

確定申告書の提出は郵送でも行えます。（詳しくは8ページへ）